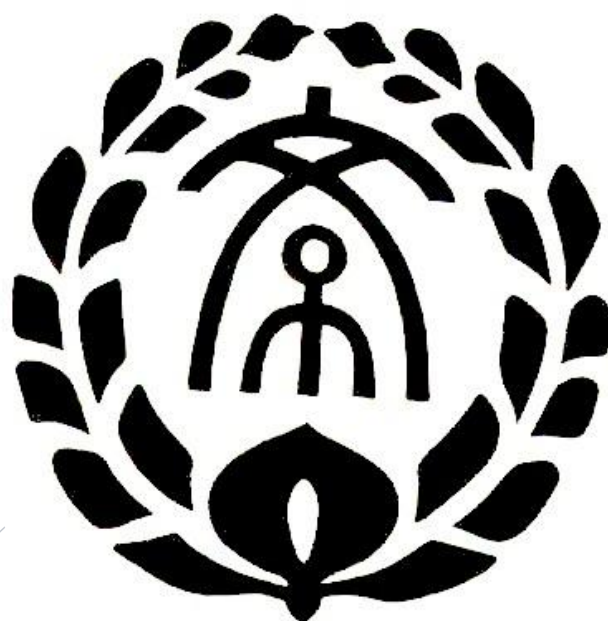


# いじめの防止等のための基本的な方針



平成26年3月

## 東浦町立藤江小学校

平成27年2月23日 改訂

平成29年3月30日 改訂

平成29年5月 1日 改訂

平成30年3月23日 改訂

令和 4年4月 5日 改訂

令和 6年4月 5日 改訂

(最終改訂 令和7年4月4日 )

# 東浦町立藤江小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

## 1 いじめ防止に対する基本的な考え方

### ① 基本理念について

いじめは、いかなる理由があろうとも、人として絶対に許されません。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

本校では、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにいじめ防止の対策を行います

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3ポイントをあげます。

ア いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実

イ いじめの防止等に関する取組の強化

ウ 重大事態発生時の迅速な対応

### ② 学校及び職員の責務について

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者および地域の方との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

### ③ いじめの定義について

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とします。

## 2 いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実

### ① 組織について

ア いじめ防止等の対策のための組織「いじめ不登校対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ不登校対策委員会」を設置します。

イ 構成員について

全職員が出席します。

ウ 開催時期について

職員会議と同日に定例会を行うこととし、年11回程度行います。いじめ事案発生時は緊急開催とします。

### ② 主な活動について

ア いじめの未然防止に関すること。（授業改善、校内研修）

イ いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談）

ウ いじめ事案に対する対応に関すること。（保護者・地域との連携、警察等関係機関との連携）

エ PDCAに関すること。（会議の開催時期・取組の見直し）

③ 年間計画について

以下のように計画を立てて、具体的な取組を行います。

学期	「いじめ不登校対策委員会」の取組	その他の取組
1 学 期	<p>【4月】いじめの未然防止への取組内容の検討</p> <p>【4月】いじめ防止基本方針等の確認</p> <p>【4月】いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討</p> <p>【5月】無記名式いじめアンケート実施</p> <p>【6月】記名式いじめ（教育相談）アンケート実施、教育相談実施</p> <p>【7月】1学期の取組の反省と2学期以降の取組の検討</p>	<p>【4月】情報交換</p> <p>【5月】無記名式いじめアンケートの情報交換</p> <p>【6月】教育相談後の情報交換</p>
2 学 期	<p>【10月】人権週間の取組内容の検討</p> <p>【10月】無記名式いじめアンケート実施</p> <p>【11月】記名式いじめ（教育相談）アンケート実施、教育相談実施</p> <p>【12月】学校評価の検討と今後の対策</p> <p>【12月】2学期の取組の反省と3学期以降の取組の検討</p> <p>【12月】いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討</p>	<p>【10月】無記名式いじめアンケートの情報交換</p> <p>【11月】教育相談後の情報交換</p> <p>【11月】保護者への学校評価アンケートの実施</p> <p>【12月】学校評価の集計・人権週間に関わる取組</p>
3 学 期	<p>【2月】学校評価の検討と今後の対策</p> <p>【2月】記名式いじめ（教育相談）アンケート実施、教育相談実施</p> <p>【3月】3学期の取組の反省と来年度の取組の検討</p>	<p>【2月】教育相談後の情報交換</p>

3 いじめ防止等に関する取組の強化

① 未然防止の方策について

- ア 学び合い、「できる・わかる」全員参加の授業づくりと道徳教育の充実
- イ すべての子どもにとって安心できる居場所がある学級づくり
- ウ インターネットやスマートフォンの正しい利用方法や具体的な危険などを学ぶ、情報モラル教育の推進及び家庭への啓発
- エ 地域とのつながりを強くするための地域の人材を生かした体験活動の充実
- オ 社会性や思いやりのある態度の育成を図る異学年交流の充実

② 早期発見・早期対応について

ア いじめ調査等

児童の小さなサインを見逃さず、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査および情報交換を次のとおり実施します。

- ・児童対象いじめアンケート調査（記名式） 年3回（6月・11月・2月）
- ・児童対象いじめアンケート調査（無記名式）年2回（5月・10月）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査  
年3回（6月・11月・2月）
- ・日常の観察による 随時
- ・児童の様子の情報交換による 随時（学年会後・毎職員会後）

#### イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・心の健康相談員の活用
- ・「なやみのそうだんぼすと」の設置
- ・いじめ相談窓口、いじめ相談ダイヤルの紹介

#### ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を以下のように、年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

- ・いじめ不登校対策委員会（毎職員会后 全職員）
- ・情報モラル研修会
- ・学級経営・生徒指導研修会（8月 生徒指導担当・教務）

### ③ いじめへの対策について

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。

イ いじめがあると判断した場合は、被害児童のケアや支援、加害児童の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで責任を持って対応します。

ウ 保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察・児童相談センター等の関係機関との連携の基で取り組みます。

エ インターネットを通じて行われるいじめに効果的に対処できるように、必要に応じて警察や法務局等とも連携します。

## 4 重大事態発生時の迅速な対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、以下の対応を迅速にとります。

ア 重大事態が発生した旨を、東浦町教育委員会に速やかに報告します。

イ 東浦町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を学校または東浦町に設置します。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

① 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、毎年度末に、PDCAサイクルを基に見直し、実効性のある取組となるように努めます。

② いじめに関する項目を盛り込んだ取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行います。